

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中、「文書管理第二係」を「情報公開係及び文書管理係」に改める。

別表第一の五の項中、「文書管理第二係長」を「情報公開係長」に、「課長代理」を「情報公開係の事務を担当する課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月二十日から施行する。